

税制上の優遇措置を希望する共同募金以外の寄付金（使途指定寄付金）取扱要領

社会福祉法人山口県共同募金会

I 趣 旨

この取扱要領は、昭和40年4月30日付大蔵省告示第154号第4号の2及び地方税法施行令第7条の15の6第2号に基づき、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業又は更生緊急保護法第2条に規定する更生保護事業の用に供するため、当該事業を営む社会福祉法人等の公益法人に対してなされる寄付金のうち、寄付者が税制上の優遇措置を希望する場合で、社会福祉法人山口県共同募金会（以下「本会」という。）を経る寄付金の取扱いを定めるものである。

II 税制上の優遇措置

1 企業等の法人からの寄付金

法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき、全額が損金算入の対象となる。

2 個人からの寄付金

所得税法第78条第1項及び地方税法第34条第1項第5号の4の規定に基づき、次の金額が所得控除の対象となる。

(1) 所得税法に係る所得控除額

寄付金額と年間総所得の25%のどちらか少ない方の金額から1万円を差引いた額

(2) 地方税法に係る所得控除額

寄付金額と年間総所得の25%のどちらか少ない方の金額から10万円を差引いた額

但し、地方税法に係る所得控除については、山口県内に住所を有する個人からの寄付金が対象となる。

III 寄付金の使途指定

寄付者は、前記の趣旨に適合する受配者を指定することができる。

IV 審 査

本会は当該寄付金について、次に定めるところにより審査する。

但し、同一年度内に特定の社会福祉事業又は更生保護事業に対するこの要領に定める配分金が100万円以上（複数の寄付者からの寄付金の合算を含む。）となる場合は、中央共同募金会の審査を受けなければならない。

1 審査の対象

社会福祉事業又は更生保護事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用（融資によりすでに取得し、又は改良した土地、建物及び機械その他の設備に係る償還に要する費用を含む。）、これらの事業に係る経常的経費又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金に充てるための寄付金

2 審査の時期

毎月10日に審査を行う。

なお、中央共同募金会の審査が必要な案件については毎月15日までに中央共同募金会に送付する。

3 審査に必要な書類

(1) 本会所定の申請書

(2) 審査に必要な添付書類（事業計画書、契約書、償還表、見積書等）

4 審査の内容

(1) 受配者の配分金による事業計画が前記4の(1)の内容に適合すること。

(2) 当該事業を緊急に実施する必要があること。

緊急性の基準については次のとおりとする。

ア 建築・取得・改良等及び事業費においては概ね1年以内に行われる事業であること。

イ 借入金償還については、概ね審査日の属する年度内に使用するもの

(3) 税の不当軽減をきたす結果とならないこと。

寄付者と特別関係（寄付者又は寄付法人の役員の本人・親族が受配法人から給与・報酬を受けている。）にある者を受配者とする場合は、次の各号に該当するもの以外は「税の不当軽減」をきたす結果となるものとみなす。

ア 当該寄付金の2分の1をこえる金額が当該寄付者と特別関係にあるもの以外の者に配分されるもの

イ 受配者と特別関係にある寄付者の寄付金額が当該受配者に対する総配分額の2分の1に満たないもの

ウ 寄付者と特別関係にある者の受配者からの報酬の受給状況が適正であることを当該受配者を管轄する行政庁から証明されたもの

5 審査事務費等

この審査を希望する寄付者は、審査事務費等を負担するものとする。

審査事務費等の額は寄付金額の3%以内とし、別に定める基準による。

V 寄付金の受入れ及び配分

1 寄付金の受入れ

(1) 受配者を指定していない寄付金は直ちに受入れ、所定の領収書を交付する。

(2) 受配者を指定する寄付金は審査終了ののちに受入れ、所定の領収書を交付する。

2 配分金の交付

配分金の交付は審査事業の進行状況に基づき、受配者より必要な書類の提出を受け、随時行うものとする。

(1) 本会所定の交付申請書

(2) 事業の実施を証明する書類

3 審査事業の調査

審査事業終了後、必要に応じて書面又は実地に配分事業の結果を調査する。

VII 結果の報告

毎会計年度終了後2月以内に取扱い実績を、中央共同募金会、厚生労働省を經由して財務省、総務省に報告する。